

# Business News

第248号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号は、社会保険労務士法人みらいコンサルティングの寄稿による「時間外労働の上限規制」についての4回シリーズの第3回として、規制の内容と対応策についてご案内します。

## 時間外労働の上限規制（3）規制の内容と対応策

今回は、働き方改革関連法における時間外労働の上限規制について、規制の具体的な内容と対応策を解説いたします（適用開始は、大企業2019年4月、中小企業2020年4月。適用猶予となる建設事業、自動車運転業務、医師等を除く）。

### 1. 36協定の限度時間

法定労働時間（1日8時間、週40時間）を超えた労働（以下「時間外労働」）や、週に1日の法定休日の労働をさせる場合には、36協定（時間外労働・休日労働に関する協定届）の締結・届出が必要です。36協定には、時間外労働の限度時間を設定する必要があります。法改正により、原則として「月45時間、年360時間」が限度時間として定められました（1年単位の變形労働時間制の場合1か月42時間、年320時間）。

### 2. 特別条項の上限時間（上限規制）

限度時間（月45時間）を超えることがある場合は、36協定に特別条項を設ける必要があります。限度時間を超えるのは、年6か月までです。法改正により、特別条項適用時の上限時間が定められました。

- (1) 「時間外労働＋休日労働」が、単月で100時間未満
- (2) 「時間外労働＋休日労働」が、2～6か月平均で80時間以内
- (3) 時間外労働が、年720時間以内

新たに、「時間外労働＋休日労働」という時間の区分と、「2～6か月平均」という捉え方が設けられました。「2～6か月平均」では、連続する2か月、3か月、4か月、5か月、6か月の各々について、「平均80時間以内」が求められます。即ち、各社員が今月働ける時間の上限は、今月を含めた直前2～6か月の労働時間によるということです。例えば、「時間外労働＋休日労働」が前月99時間なら、今月は61時間以内でなければ、2か月平均で80時間以内になりません。このように、直前2～6か月について確認する必要があります。

### 3. 対応策

毎月、全社員について、「2～6か月平均」を確認することは運用上大変な手間になります。特別条項を適用する状況においても、各月の「時間外労働＋休日労働」は、できるかぎり80時間以内に収めるよう社内で徹底することをお勧めします。毎月80時間以内であれば、「2～6か月平均」の確認は不要です。ただし、時間外労働が多い社員は、上記(3)「時間外労働が、年720時間以内」を超えないように気をつけなくてはなりません。特別条項を適用できる年6か月、80時間の時間外労働をすると、他の6か月は限度時間（月45時間）以内であっても、年720時間を超える可能性があります。

(3) 「時間外労働が、年720時間以内」には、休日労働は含まれません。特別条項を適用する月の「時間外労働＋休日労働」は80時間以内、そのうち「時間外労働」を75時間以内にできれば、他の月が毎月、限度時間ぎりぎりの45時間であっても、年720時間以内となります。

限度時間（月45時間）を超える労働は、「臨時的な特別の事情がある場合」に限られています。各社員の健康確保のため、上限規制の適用前の会社におかれても、時間外労働の削減や生産性向上に早めに取り組まれることをお勧めいたします。

詳細は、厚生労働省HPをご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html)

(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

<ご案内> 過労が原因の社員の労災事故により、会社が損害賠償責任を負うケースがあります。このようなリスクに備える保険についてのお問い合わせは、弊社窓口の営業課支社または代理店までご連絡ください。

このニュースは三井住友海上経営サポートセンターの会員様に発信しております。 Eメール: [keiei\\_support@ms-ins.com](mailto:keiei_support@ms-ins.com)  
三井住友海上火災保険株 101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL03-3259-1443/FAX03-3259-9398 URL <http://ms-keiei-support.com/>  
※三井住友海上では、外部専門家と連携し、企業・法人経営者の皆様へ有益な情報を提供しています。 19-ニュース-248